

高額介護サービス費の負担限度額が一部変わります



○介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいています。高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。

○令和3年8月利用分からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定以上の所得がある世帯は、負担限度額が引き上げられます。

(令和3年7月利用分まで)

利用者負担段階区分		利用者負担上限額	
		個人	世帯合算
現役並み所得者	同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人	44,000円	44,000円
一般	第1～3段階、現役並み所得者に該当しない人(市民税課税世帯の人など)	44,000円	44,000円
第3段階	市民税非課税世帯 合計所得金額+年金収入の合計金額が80万円を超える人	24,600円	24,600円
第2段階	合計所得金額+年金収入の合計金額が80万円以下の人	15,000円	24,600円
第1段階	老齢福祉年金受給者	15,000円	24,600円
	生活保護受給者	15,000円	-

(令和3年8月利用分以降)

利用者負担段階区分		利用者負担上限額	
		個人	世帯合算
現役並み所得者	同一世帯に課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の第1号被保険者がいる人	140,100円	140,100円
	同一世帯に課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の第1号被保険者がいる人	93,000円	93,000円
一般	第1～3段階、現役並み所得者に該当しない人(市民税課税世帯の人など)	44,000円	44,000円
第3段階	市民税非課税世帯 合計所得金額+年金収入の合計金額が80万円を超える人	24,600円	24,600円
第2段階	合計所得金額+年金収入の合計金額が80万円以下の人	15,000円	24,600円
第1段階	老齢福祉年金受給者	15,000円	24,600円
	生活保護受給者	15,000円	-

新設

○課税所得380万円未満の世帯の人等(太枠以外の人)の負担上限額は変わりません。